

農産物検査業務規程

(名称) 合同会社 山田野結農舎

第1章 総 則

(総 則)

第1条 合同会社山田野結農舎（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

(農産物検査の方針)

第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。
- 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第3条 本会は、定款（目的）の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第2章 農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び終業時刻)

第4条 農産物検査を行う時間は、8時00分から16時00分までとする。（休憩時間は12時00分から13時00分まで）

2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

(休日)

第5条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月26日から翌年1月5日まで
- 四 その他本会会長が特に必要と認めた日

- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

（農産物検査を行う農産物の種類）

第6条 本会は、国内産玄米・大豆について農産物検査を行う。

（農産物検査の登録の区分）

第7条 本会は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

（農産物検査を行う区域）

第8条 本会が品位等検査を行う区域は、青森県とする。

（農産物検査の請求の受付場所）

第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
合同会社 山田野結農舎	青森県つがる市森田町大館勝山173番地3

（農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置）

第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所		検査場所		農産物 検査員数
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
合同会社 山田野結農舎	青森県つがる市森田町 大館勝山173番地3	雲雀野倉庫	青森県西津軽郡鰺ヶ沢 町大字建石町字雲雀野 109番地1	1名以上
		大平倉庫	青森県西津軽郡鰺ヶ沢 町大字建石町字大平2 19番地3	1名以上
		藤崎矢沢 倉庫	青森県南津軽郡藤崎町 大字矢沢字豊成五番 15番地1	1名以上

第4章 農産物検査の業務の実施

（農産物検査を行う者）

第 11 条 農産物検査は、第 26 条第 1 項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

一 検査試料の採取業務

二 量目に係る検査における計量業務

三 農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）第 10 条第 3 項の検査証明の押印業務

（農産物検査の請求の受理）

第 12 条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式 1 号による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿兼検査手数料収納台帳へ整理の上、農産物検査を行うものとする。

2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3 本会は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を検査請求者に通知するものとする。

4 第 1 項の検査請求書及び検査請求受付簿兼検査手数料収納台帳は、3 年間保存するものとする。

（農産物検査の受付の条件）

第 13 条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物でなければ、農産物検査を行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について、法第 5 条第 2 項（法第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合

二 包装されていない米穀については 1 キログラム以上のものに限る

2 「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）Ⅰの第 2 の 1 の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は別紙（選択銘柄）のとおりとする。

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、青森県知事（以下「知事」という。）に報告するものとする。

（受検のための準備）

第 14 条 本会は、検査請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、検査請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）

二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等

三 規則第 10 条第 3 項の様式の添付及び生産者記入欄の作成

(検査試料の採取)

第 15 条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

(農産物検査の業務の実施方法)

第 16 条 農産物検査員は、検査場所の環境が第 34 条第 2 項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第 16 条に規定する機械器具その他の設備（第 34 条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第 17 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。

(農産物検査の結果の通知)

第 18 条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を検査請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、別記様式 2 号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を検査請求者に通知するものとする。なお、別記様式 2 号について、検査執行の登録検査機関名（略称を使用する検査機関にあつては略称）、検査年月日及び農産物検査員名の記載は、農産物検査員認印を押印するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第 19 条 本会は、別記様式 3 号の検査請求者別検査台帳を作成し、5 年間保存するものとする。

第 5 章 検査手数料等

(検査手数料)

第 20 条 検査手数料の額は、別紙（検査手数料）のとおりとする。

(検査手数料の収納方法)

第 21 条 検査手数料は、現金により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、口座振込により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第 22 条 本会は、検査請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第 6 章 農産物検査を行う組織

(組織)

第 23 条 本会の農産物検査を行う組織は、農産物検査組織規程のとおりとする。

（会長の責任）

第 24 条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

（会長の権限の委譲）

第 25 条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

（農産物検査員の任命）

第 26 条 会長は、本会に所属し、規則第 15 条第 1 項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

2 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

3 会長は、第 1 項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

（農産物検査員の職務）

第 27 条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第 13 条第 1 項の検査証明の業務とする。

2 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。

3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 7 章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

（農産物検査員の教育及び訓練）

第 28 条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

（内部監査）

第 29 条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

（不適切な行為の防止等）

第 30 条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに知事に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

（知事又は国による調査の受け入れ）

第 31 条 本会は、知事又は国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものと

する。

（指導的農産物検査員の役割）

第 32 条 本会は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第 28 条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。

（異議申立て、苦情及び紛争の処理）

第 33 条 本会は、検査請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

（機械器具等の保守点検）

第 34 条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。なお、秤については、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づき保守点検を実施することを基本とし、狭間の年は、自主点検を行い記録する。

2 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、農産物検査を実施する農産物検査員が、農産物検査を実施するごとに、当該検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式 7 号）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

（等級証印及び農産物検査員の認印の管理）

第 35 条 本会は等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するものとする。「農産物検査用等級証印・検査員認印の取扱要領」を定めて管理するものとする。

（等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等）

第 36 条 本会の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、東北農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。

（農産物検査の結果の報告）

第 37 条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

（その他）

第 38 条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に会長が定めるものとする。

（改廃）

第 39 条 この規定の改廃は、社員総会および臨時社員総会において行うものとする。ただし、法令等の変更に伴う様式・字句の軽微な変更及び修正と、選択銘柄の変更については、これを省略することができることとする。

制 定

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

平成 2 6 年 1 0 月 1 日 (一部改正)

平成 2 6 年 1 1 月 1 日 (一部改正)

平成 2 7 年 6 月 3 0 日 (一部改正)

平成 2 7 年 7 月 3 1 日 (一部改正)

平成 2 7 年 9 月 1 5 日 (一部改正)

平成 2 8 年 1 月 1 5 日 (一部改正)

平成 2 8 年 3 月 1 日 (一部改正、施行 平成 2 8 年 4 月 1 日)

平成 3 0 年 6 月 1 5 日 (一部改正)

令和 1 年 1 0 月 1 日 (一部改正)

別紙（検査手数料）

合同会社 山田野結農舎

平成30年6月15日

農産物の検査請求区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。

一 玄米（農産物検査法3条の品位等検査、飼料用玄米を除く）

イ 30キログラム以下の包装のもの

1包装につき100円（消費税込み）

二 玄米（法第5条第1項及び第2項の品位等検査、飼料用玄米を除く）

イ 30キログラム以下の包装のもの

1包装につき50円（消費税込み）

三 飼料用玄米（法3条、5条を問わず）

イ 1キログラムあたり1円（消費税込み）

四 大豆（法9条）

イ 30キログラム以下の包装のもの

1包装につき100円（消費税込み）

ロ イに掲げるもの以外のもの

1キログラムあたり4円（消費税込み）

別紙（選択銘柄）

合同会社 山田野結農舎

令和1年10月1日

水稻うるち玄米

道府県	品 種
青森県	ひとめぼれ、青天の霹靂、つきあかり

普通大豆及び特定加工用大豆（大粒大豆及び中粒大豆）

道府県	品 種
青森県	シュウリュウ

「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅰの第2の1の(2)に規定する農産物の産地品種銘柄の選択銘柄は上記の通りとする。